

令和 6 年度

「内航変革促進技術開発支援事業」

募 集 要 領

注：本募集は、令和 6 年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続きを行うものです。補助金の交付決定や予算の執行は、令和 6 年度予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますのであらかじめご了承ください。

令和 6 年 2 月

国 土 交 通 省

〈令和6年度公募における特記事項〉

- 令和6年度は、以下のタイプの公募を実施し、単年型を3件、複数年型を2件程度採択する予定です。

単年型	1事業年度以内に技術開発・実証を実施するもの。
複数年型	最長3事業年度以内に技術開発・実証を実施するもの。

- 社会ニーズ（物流革新（DX・GX）、洋上風力発電関連船舶）毎に採択することとします。

1. 背景・目的

内航海運は、国内貨物輸送全体の約4割、産業基礎物資輸送の約8割を担う、我が国の国民生活や経済活動を支える基幹輸送インフラであり、他の輸送モードと比べても優れた経済性や環境性を有しています。また、陸上では物流の停滞が懸念される2024年問題に直面しており、内航海運においては物流GXや物流DXの推進による物流の効率化への貢献が期待されています。加えて、再生可能エネルギーの分野では、浮体式洋上風力発電の導入拡大に向けて必要となる作業船等への参画が期待されています。

一方で、内航海運事業者の99.7%は中小企業で事業基盤が脆弱であることや船員の高齢化といった内航の諸課題が山積しています。

こうした中、本補助金では、内航の課題を解決し、且つ社会ニーズに貢献できる技術開発・実証事業（以下「技術開発事業」という。）について、技術開発事業に要する経費を補助することにより、内航分野に当該技術開発成果を踏まえた新技術の導入を図り、内航海運の生産性向上や船員の働き方改革等の推進を図るとともに、もって今後の社会変容に対応できる強い内航海運への変革を促進します。

2. 補助金の概要

補助金の名称	内航変革促進技術開発費補助金（NX補助金※） ※ NXとは、内航変革を表しており、内航の「N」、変革を表すTransformationの頭文字である「X」で構成する造語となります。	
補助対象事業者	複数の事業者で構成される事業体（詳細は3. 提案事業者の要件を参照）	
補助対象事業	内航海運の生産性向上や船員の労働環境改善といった課題に対応し、且つ物流革新や洋上風力産業への参画といった新たな社会ニーズに貢献できる技術の開発・実証（詳細は4. 提案事業の要件を参照）	
予算額	2億3,500万円（令和6年度予算額）	
補助率	補助対象経費の1/2以内（補助の対象となる経費については別添を参照）	
補助上限額	単年型： 6,000万円 複数年型： 5,000万円※ ※事業期間（2年又は3年）の合計で1億円とします。	
採択件数	5件程度 （注）令和6年度は単年型を3件、複数年型を2件程度採択する予定です。	
事業期間	単年型	令和6年度末で事業が完了するもの
	複数年型	令和6年度から最長令和8年度以内で事業が完了するもの
応募期間	令和6年2月29日（木）から 令和6年4月 8日（月）まで	

3. 提案事業の要件

(1) 補助対象事業の内容

本補助事業で支援する技術開発等事業は、表1に記載するいずれかの内航の課題解決に貢献するものであり、且つ、表2に記載する社会ニーズのいずれかに該当するものであることが必要です。

表1 内航の課題

課題	概要
内航海運 内航船員	<p>国土交通政策審議会海事分科会基本政策部会の中間とりまとめ（令和2年9月24日）に記載する内航海運又は内航船員を取り巻く状況の中、技術開発により解決が図れるものを対象としてください。</p> <p>○令和の時代の内航海運に向けて（中間とりまとめ）（令和2年9月） https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001365409.pdf</p> <p>○中間とりまとめ参考資料集（内航海運を取り巻く状況） https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001364129.pdf</p>

表2 社会ニーズ

テーマ	概要
物流革新 (DX・GX)	<p>我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定の「物流革新に向けた政策パッケージ（令和5年6月2日）」及び「物流革新緊急パッケージ（令和5年10月6日）」に記載の、船舶に関する技術開発を補助の対象とします。</p> <p>○物流革新に向けた政策パッケージ（令和5年6月2日） https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/buturyu_kakushin/pdf/seisaku_package.pdf</p> <p>○物流革新緊急パッケージ（令和5年10月6日） https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/buturyu_kakushin/pdf/kinkyu_package_1006.pdf</p>
洋上風力発電関連 船舶	<p>再生可能エネルギーの導入拡大等を総合的に検討することを目的として設置された「再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議」が令和5年4月4日に策定した「GX 実現に向けた基本方針」を踏まえた再生可能エネルギーの導入拡大に向けた関係府省庁連携アクションプラン」に記載の、洋上風力関連船舶に係る技術に関する技術開発を補助の対象とします。</p> <p>なお、CTVに関連する技術開発の場合は、国土交通省が定める作業船の安全設計ガイドラインを十分考慮して実施して下さい。</p> <p>○「GX 実現に向けた基本方針」を踏まえた再生可能エネルギーの導入拡大に向けた関係府省庁連携アクションプラン（令和5年4月4日） https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saisei_energy/index.html</p> <p>○洋上風力発電施設向け作業員輸送船（CTV）の安全設計ガイドライン（令和5年3月31日） https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001598472.pdf</p>

(2) 提案事業者の要件

補助対象事業の実施を希望する者（以下「提案事業者」という。）の要件は次のとおりです。本補助金においては、複数の者が共同で事業体として申請することが必要であり、すべての提案事業者が①の要件を満たした上で、事業体として②から④までの要件を満たすことが必要です。

① 提案事業者は、次に掲げるもののいずれかであること。 ア 民間企業 イ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人 ウ 特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人のうち事業に必要な設備・技術開発者を有するもの エ 大学等研究機関等
② 補助対象事業を的確に遂行する技術的・事務処理能力及び事業の管理体制を有すること。
③ 自らの事業として船舶又は船用機器の製造又は製造に関わる主要な業務（開発、設計等）を行い、補助対象事業により得られた成果を活用した製品の製造能力を有すること。
④ 自らの事業として次の各号に掲げる事業のいずれかを営む者であり、補助対象事業により得られた成果を活用して事業を営む能力を有すること。 ア 海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行われるもの（以下「国際航海」という。）を除く。） イ 海上運送法第2条第7項に規定する船舶貸渡業（国際航海を除く。） ウ 内航海運業法第2条第2項第二号に規定する船舶貸渡業 エ 内航海運業法第2条第2項第三号に規定する船舶管理業

(3) 提案事業の要件

提案する事業は、次のすべての要件を満たす必要があります。なお、②については、技術開発終了後に、6.（5）の成果とともに公表することが必要です。

①内航船舶での実証	提案する事業計画の内容に、内航船舶での実証が含まれていること。
②補助対象事業の成果を踏まえた新技術の事業化・導入計画	提案時に、造船・船用事業者（3.（2）③の要件を満たす者）は（ア）の計画、内航事業者（3.（2）④の要件を満たす者）は（イ）の計画を提出すること。 （ア） 技術開発により生み出した成果を活用した製品の販売及びサービス展開に関する事業化計画 （イ） 技術開発により生み出した成果を活用した製品の導入計画
②成果物の内航への横展開	・ 提案時に、内航業界へ技術開発成果を効果的に普及させる方法について提案するとともに、技術開発終了後に実施すること。 ・ 技術開発中又は技術開発後、国土交通省が行う開発成果の効果等の調査・検証に協力すること。

4. 補助対象事業の採択

(1) 採択までの流れ

- ・提案事業者は、提案書様式（別紙3）及びプレゼンテーション様式（別紙4）を作成・提出して下さい。
- ・提出された資料について、事前に各種要件の確認を行い、外部有識者からなる評価委員会に諮る提案事業を選定します。
- ・評価委員会では、提案事業者がプレゼンテーションを実施し、評価委員の意見や評価を踏まえた上で、国土交通省が予算の範囲内で各事業について採択・不採択を決定します。採択する事業は、外部有識者による評価の得点が6割以上であるものから選択します。
- ・採択・不採択を決定した後、国土交通省から提案事業者に対して採択・不採択の結果を通知します。

(評価委員会・採択に関する留意事項)

- ・評価委員会は非公開・オンラインで行います。開催日等の具体的な情報については後日案内します。
- ・プレゼンテーションでは別紙4のみを使用します。説明時間は10分～15分程度を予定しています。
- ・提案事業者が評価委員会に参加できない場合には、提出された資料のみで評価を行います。
- ・補助対象事業の採択にあたり、提案内容や実施体制等に関して条件を付すことがあります。
- ・評価委員会における評価及び採択の経過、内容、判断の理由等に関する問い合わせには応じられません。

(2) 採択基準

採択基準は次のとおりです。

内航の課題解決への貢献	提案事業で解決を図ろうとする内航課題（運航効率の改善や船員の労働環境改善等）の設定が妥当であり、課題解決への貢献度合いが高いこと。
社会ニーズへの貢献	提案事業が社会ニーズ（物流革新、洋上風力発電関連船舶）に合致しており、社会ニーズへの貢献度合いが高いこと。
計画の妥当性	事業計画の設定が妥当であり、実施方法、実施体制、スケジュール、費用等が具体的かつ合理的に策定されており、費用対効果が高いこと。また、技術開発終了後、早期に船舶への導入が見込めること。
革新性の高さ	既存の技術水準と比べ、補助対象事業により開発する技術の革新性が高いこと。
内航への横展開	補助対象事業の成果が多くの内航事業者にとって利用しやすく、活用が期待されること。

5. 応募手続き

(1) 応募期間

公募開始日：令和6年2月29日（木）

締切日：令和6年4月8日（月） 17時必着

(2) 申請書類

以下の書類が必要です。

- ・提案書様式（別紙3）
- ・プレゼンテーション様式（別紙4）

(2) 申請方法

本補助金は電子メールによる電子申請のみ受け付けます。5.(2)の書類を電子メールに添付の上、以下の宛先に提出してください。また送信の際の件名は必ず「**【提出】**令和6年度 内航変革促進技術開発支援事業（会社名、氏名）」としてください。他の件名で送信された場合適切に受付ができない場合があります。

（宛先）

E-mail： hqt-naiko_trans@gxb.mlit.go.jp

6. 応募にあたっての留意事項

(1) 法令等の適用

この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、内航変革促進技術開発費補助金交付要領の適用を受けます。補助金の目的外使用等の違反行為を行った場合には、補助金の交付決定の取り消しや返還等の処分が行われますので十分留意してください。

(2) 重複補助の禁止

国土交通省を含む他の公募事業等により実施中の技術開発事業（応募時点で支援が決定しているものを含む。）と内容が類似している技術開発事業については、本事業へ応募できません。また、本事業への応募後、当該応募に係る技術開発事業と内容が同じものが他の公募事業等に採択された場合は、直ちに（9. 問い合わせ先）までご連絡ください。

(3) 虚偽記載等に対する措置

提案書類に虚偽の内容を記載した場合、技術開発事業の不採択や採択の取り消し、事業費の返還又は減額配分を含む措置をとることがあります。

(4) 技術開発事業の中止等の措置

感染症の蔓延、天変地異その他やむを得ない事由により技術開発事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、技術開発事業の中止等について国土交通省と協議するようにな

さい。事業者都合による中止の場合、国土交通省から支払った補助金の全額又は一部を返還いただく場合があります。

(5) 成果の報告・普及

本事業終了後3年間は、毎年度終了後に事業化・導入状況を報告していただきます。

また、本事業で実施した内容については、その成果を広く国民へ情報提供していくこととしております。そのため、本事業実施中又は終了後に、国土交通省自らが発表する場合や成果発表会等で事業者に発表いただく場合がありますので、ご了承ください。

(6) 予算の繰越制度について

予算の繰越制度とは、事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、課題が当該年度内に完了しない場合にも引き続いて実施する必要があり、次の事由に該当すると認められる場合には、財務省の承認を前提として、予算を翌年度へ繰越することができる制度です。

① 計画に関する諸条件

計画段階において、新規条件の出現、装置等の仕様の再検討の必要又は共同して事業を実施する相手先に不測の事態が発生する場合等

② 設計に関する諸条件

設計段階において、当初想定しない新たな条件・装置等の仕様を再検討するといった不測の事態が発生する場合等

③ 気象の関係

開発事業の開始後に、風雪・台風等の影響により、不測の日数を要する場合等

④ 資材の入手難

先進的技術の開発実証において特殊な機材・資材を要する場合で、市況等によりそれらの確保に不測の日数を要する場合等

⑤ その他やむを得ない事由によって不測の日数を要する場合

先進的技術の開発実証にあたり、着手後に初めて明らかになる現象や知見に遭遇した場合、関連する研究や技術開発の動向などを取り込む必要があり不測の日数を要する場合等

7. 成果評価の実施

補助対象事業の実施者に対し、毎年度の進捗状況を把握し、事業目的の達成度合い（複数年型の場合）及び翌年度事業の継続の可否を判断する目的で、年度末に成果評価を行います。成果評価において一定の事業目的等の達成が認められることを補助金の額の確定の条件とします。

また、補助対象事業の終了後5年間の範囲内で、成果の活用・普及、実用化の進展状況等に関するフォローアップ調査を行うことを予定しており、この調査にも協力いただきます。

8. 秘密の保持

提出された資料は審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためだけに利用します。また、提案事業者の了解なしに内容等の公表は行いませんが、3.(3)②の計画については、必要な変更を行った上で、技術開発終了後、公表いたします。

9. 問い合わせ先

問い合わせ先は次の表のとおりです。なお、電子メールでお問い合わせする場合の件名は「【問い合わせ】令和6年度 内航変革促進技術開発支援事業（会社名、氏名）」としてください。

担当	国土交通省 海事局 海洋・環境政策課 宮岡、阪井
電話番号	03-5253-8614（課直通）
E-mail	hqt-naiko_trans@gxb.mlit.go.jp

※日本語のみ受け付けます。なお、選定の経過等に関する問い合わせには応じられません。

補助対象経費について

1. 補助対象経費の範囲

補助対象経費は、補助対象事業及び当該事業の効率的かつ計画的な執行を推進するために必要な経費とします。その項目は、施設費、機械装置費、工具器具備品費、材料費、使用料、プログラム取得費、直接人件費、外注費及びその他経費です。各項目の内容は下表を参照してください。

提案に際しては、補助事業の実施に必要な経費を下表の項目に区分してください。

補助金交付申請時には、各項目の詳細な積算根拠を提示していただきます。

表. 補助対象となる経費

(1)	施設費	事業に直接必要な船舶又は構築物の購入、建造、改造、借入れ、すえ付け、保守又は修繕に要する経費（ガス、水道、暖房、照明、通風等船舶又は構築物に附属する施設の買い受け等に要する経費を含み、専ら事業に使用され、かつ、事業に必要不可欠なものに限る。）
(2)	機械装置費	事業に直接必要な機械又は装置の購入、製造、改造、借入れ、すえ付け、保守又は修繕に要する経費
(3)	工具器具備品費	事業に直接必要な工具、器具又は備品（木型、金型及び試験器具を含む。）の購入、製造、改造、借入れ、すえ付け又は修繕に要する経費
(4)	材料費	事業に直接必要な原材料又は部品の購入又は製造に要する経費（試作品の製造に必要な経費を含む。）
(5)	使用料	試験水槽等の試験設備又は電子計算機の使用に要する経費
(6)	プログラム取得費	事業に直接必要な電子計算機用プログラムの購入、作成、改良又は借入れに要する経費
(7)	直接人件費	技術開発に直接従事する技術開発職員、工員の直接作業時間に対する人件費、事業を実施するために直接必要なアルバイトに係る人件費等の経費
(8)	外注費	技術開発に必要な機械装置の設計、試料の製造、試作品の試験・評価、データの取得・分析等の外注に必要な経費及び技術開発要素のうち主要でない部分を委託するための経費
(9)	その他	補助事業に直接かかる上記以外の経費（旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、会場借料、諸謝金など）

2. 補助対象経費の注意事項

- (1) 補助事業実施に直接かかる経費のみ補助対象となります。間接的に必要となる経費（管理費・事務費等）は補助の対象となりません。
- (2) 補助金の額は以下のとおり算出してください。
 - ① 直接人件費のうち技術者給は基本給の他、通勤手当、家族手当、住居手当、賞与及び法定福利費とし（退職給付金引当金等は除外する。）、資料整理作業員等の単純労務に服する者に対する賃金は実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価の見込額（日給又は時間給）で、常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定してください。
 - ② 旅費は補助事業を実施するために必要となる調査、情報収集、会議への出席又は成果の発表、普及を行うための旅費に限り、単価は社内規定若しくは、国家公務員等の旅費に関する法律及び国家公務員等の旅費支給規程の例によります。
 - ③ 会議費の単価は1人当たり1,000円以内とします。
 - ④ 補助事業者等が所有する設備の借料等は補助の対象外です。
 - ⑤ 謝金の単価は社内規定等により常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定してください。
- (3) 借入れに要する経費は補助対象期間の借料のみが補助対象となります。
- (4) 補助金の額については、次に掲げる経費を含まないものとします。
 - ① 建物等施設に関する経費
 - ② 机、いす、複写機等、通常備えるべき設備、備品及びパソコン等の汎用品を購入するための経費
 - ③ 技術開発の実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - ④ 価格が50万円以上の機械器具であって、賃借が可能なものを購入するための経費
 - ⑤ 光熱水料、技術開発を管理する職員並びに技術開発に間接的に従事する職員（総務、会計事務等）及び工員の人件費等の補助金による技術開発に直接関連しない経費
 - ⑤ 補助事業とそれ以外の事業との切り分けを明確にすることが困難である経費
- (5) 補助金に係る消費税の仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）を減額して交付申請をしてください。ただし、申請時において仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

選定結果の通知から補助金交付決定までの流れは以下のとおりとなります。

